和木小学校PTA会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、和木小学校PTAと称し、事務局を和木小学校におく。 事務局は、副会長(教頭)事務局長、書記、会計で構成する
- 第2条 本会は、和木小学校児童の保護者と教職員をもって組織する。
- 第3条 本会は、和木小学校児童の、学校と社会と家庭における健全な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を遂げるために、次の事業を行う。
 - 1 学校教育の理解と援助
 - 2 家庭教育の研究と推進
 - 3 児童の社会生活の向上と補導
 - 4 教育環境の整備
 - 5 会員相互の修養と親睦
 - 6 その他必要と認めた事業

第二章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
 - 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - 2 特定の政党や、宗教にかたよるような行為は行わない。
 - 3 学校の人事には干渉しない。

第 三 章 機 関

- 第6条 本会の決議機関は、総会とする。
- 第7条 総会は学年始めに開き、会則の改廃、予算の審議、決算の承認および会務の報告、その他重要な事項 を決議する。

臨時総会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

- 第8条 本会の事業については、運営委員会で企画し、総会で承認を得て行う。
- 第9条 本会の運営委員会は、会長、副会長、事務局長、書記、会計、事務局長補佐、書記補佐、会計補佐、 広報・研修・保健厚生・ベルマーク委員会の各委員長、6年・5年学年代表、正副地区委員長、和木 小サポーターズ代表で構成する。

第四章 役 員

第10条 本会に、次の役員および委員をおく。

会長 1名 副会長 2名(うち1名は教頭) 事務局長 1名 書記 1名 会計 1名 事務局長補佐 1名 書記補佐 1名 会計補佐 1名 監査 委員

3名(うち1名は教職員)

- 第11条 役員および委員の選出は、次の方法による。
 - 1 会長、副会長は会員の総意により選出する。選出の方法については、細則の定めるところによる。
 - 2 事務局長、書記、会計は会長が委嘱し、総会で報告する。
 - 3 事務局長、書記、会計には前年度3月までに紙上投票により選出された補佐職をつける。
 - 4 会計監査は運営委員会で選出し、会長が委嘱し、総会で報告する。
 - 地区委員は、会員のうちから地区ごとに1名選出し、委員のうちから地区委員長を選出する。
 - 6 学年委員は、前年度3月までに各学年より5名紙上投票により選出し、同一人物が二学年以上で選 出されたときは、何れか一つの学年委員となる。

学年ごとに、学年委員の互選により1名を学年代表とする。

学年委員は、常任委員会に所属するものとする。

- 第12条 役員の任務は次の通りとする。
 - 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
 - 3 事務局長は、本会事業の企画ならびに運営について、円滑な調整を図る。
 - 4 書記は、本会の庶務を担当する。
 - 5 会計は、本会の会計を処理する。
 - 6 事務局長、書記、会計の各補佐は、それぞれの任務の補佐にあたる。
 - 7 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 8 常任委員会の各委員は、細則に定める事業の遂行にあたる。
- 第13条 本会に、参与1名、顧問若干名をおくことができる。
 - 1 参与は学校長とし、本会のすべての会に参画することができる。
 - 2 顧問は、前会長および学識経験者のうちから、運営委員会において協議決定し会長が委嘱することができる。

顧問は、会長の諮問に応じ、各種会場に列席し、意見を述べることができる。

- 第14条 委員が、会長、副会長、会計監査、事務局に選出されたときは、委員の資格を失う。
- 第15条 役員の任期は、各一年とする。但し、再任を妨げない。

第 五 章 会 議

- 第16条 総会は、会員の三分の一以上の出席によって成立する。但し、委任状提出の場合は、出席者とみなす。
- 第17条 総会の決議は、出席者の過半数以上の賛成により成立する。

第 六 章 会 計

- 第18条 本会の経費は、会費、補助金、事業収入、および寄付金等をもってこれにあてる。
- 第19条 会費は、総会の決議により定める。
- 第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、年度毎に会則、役員名簿、記録簿、会計 徴収簿を備える。

第七章 その他

第21条 本会則施行に関する細則は、会則に反しない限り、運営委員会の決議により定めることができる。 細則を定める場合は、次期総会において報告しなければならない。

付 則

- 1 本会則は、昭和50年5月12日より実施する。
- 2 昭和58年5月17日 一部改正
- 3 平成 5年5月11日 一部改正
- 4 平成16年5月11日 一部改正
- 5 平成18年5月12日 一部改正
- 6 平成22年5月11日 一部改正
- 7 平成26年5月 8日 一部改正
- 8 令和 5年5月 2日 一部改正